

各施設保安規定 補正事項一覧(2020年9月3日補正分)

施設名	8/19 補正			9/3 補正	
	該当頁	条番号	条文	該当頁	条文
再処理施設	別添 3 (37/70)	第 30 条の 3	なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、 <u>保守</u> 、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。	別添 1 (1/1) 別添 2 (38/70)	なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、 <u>施設管理</u> 、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。
	(追加補正)	別表 49 の 4	再処理工場に所属する施設の <u>保守</u> に関する業務を行う者	別添 1 (1/1) 別添 2 (64/70)	再処理工場に所属する施設の <u>施設管理</u> に関する業務を行う者
	(追加補正)	別表 49 の 4	試験運転において発生する各種 <u>保守</u> 業務等を通じた <u>保守</u> 管理及び <u>保守</u> 実務の知識及び技能の習得	別添 1 (1/1) 別添 2 (64/70)	試験運転において発生する各種 <u>施設管理</u> 業務等を通じた <u>点検</u> 、 <u>工事等</u> の管理及び <u>点検</u> 、 <u>工事等</u> の実務の知識及び技能の習得
	(追加補正)	別表 51	(細目の列) <u>保守等</u> に係る措置	別添 1 (1/1) 別添 2 (65/70)	(細目の列) <u>点検等</u> に係る措置
	(追加補正)	別表 51	(内容の列) <u>保守</u> 、 <u>改造</u> の実施に係る措置	別添 1 (1/1) 別添 2 (65/70)	(内容の列) <u>点検</u> 、 <u>工事</u> の実施に係る措置
廃棄物管理施設	(追加補正)	第 13 条	(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての <u>保守</u> が必要になった場合に、 <u>保守</u> 対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、 <u>保守</u> の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能であることを確認すること。	別添 1 (1/2) 別添 2 (43/73)	(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての <u>点検</u> 、 <u>工事等</u> が必要になった場合に、 <u>点検</u> 、 <u>工事等</u> の対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、 <u>点検</u> 、 <u>工事等</u> の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能であることを確認すること。
	(追加補正)	第 57 条	(1) 再処理事業所において…非常の場合に <u>採るべき</u> 処置に関するこの入所時教育のうち…	別添 1 (1/2) 別添 2 (60/73)	(1) 再処理事業所において…非常の場合に <u>講ずべき</u> 処置に関するこの入所時教育のうち…
	(追加補正)	別表 19	2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の…、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <u>採るべき</u> 処置に関する教育を実施する。 3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、…。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <u>採るべき</u> 処置に関する教育を実施する。	別添 1 (2/2) 別添 2 (68/73)	2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の…、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <u>講ずべき</u> 処置に関する教育を実施する。 3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、…。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <u>講ずべき</u> 処置に関する教育を実施する。
加工施設(濃縮)	別添 2 (5/15) 別添 3 (42/141)	第 15 条	ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。 ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第 4 項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。	別添 1 (1/1) 別添 2 (42/141)	ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。 ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第 5 項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。
	別添 2 (5/15) 別添 3 (116/141)	別表 31	関係法令及び保安規定の遵守に関すること 1 回/年 加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステム <u>に関する</u> 実務知識	別添 1 (1/1) 別添 2 (116/141)	関係法令及び保安規定の遵守に関すること 1 回/年 加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステム <u>に関する</u> 実務知識
	別添 3 (133/141)	添付 2	3. 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に重大事故に至る <u>恐れ</u> がある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	別添 1 (1/1) 別添 2 (133/141)	3. 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に重大事故に至る <u>おそれ</u> がある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

施設名	8/19 補正			9/3 補正	
	該当頁	条番号	条文	該当頁	条文
廃棄物埋設施設	別添 2 (6/29) 別添 3 (20/82)	表 1	組織内部の情報伝達	別添 1 (1/9) 別添 2 (20/81)	組織の内部の情報 ^① の伝達
	別添 3 (35/82)	第 8 条	(9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質 ^② 品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。	別添 1 (4/9) 別添 2 (35/81)	(9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
	別添 2 (12/29) 別添 3 (39/82)	第 17 条	第 17 条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「埋設規則」という。）第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。	別添 1 (4/9) 別添 2 (39/81)	第 17 条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」 ^① （以下「埋設規則」という。）第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。
	別添 2 (22/29) 別添 3 (55/82)	第 49 条	3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。	別添 1 (5/9) 別添 2 (55/81)	3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」 ^① ）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。
	別添 3 (67/82)	別表 2	1 号廃棄体に係る廃棄物受入基準（第 16 条、第 32 条関係）	別添 2 (66/81)	1 号廃棄体に係る廃棄物受入基準（第 17 条、第 32 条関係）
	別添 3 (69/82)	別表 2 の 2	2 号廃棄体に係る廃棄物受入基準（第 16 条、第 32 条関係）	別添 2 (68/81)	2 号廃棄体に係る廃棄物受入基準（第 17 条、第 32 条関係）
	別添 3 (70/82)	別表 2 の 3	事業許可申請書に記載した最大放射能濃度（第 16 条、第 32 条関係）	別添 2 (69/81)	事業許可申請書に記載した最大放射能濃度（第 17 条、第 32 条関係）
加工施設(MOX)	別添 2 (8/31) 別添 3 (P20)	表 1 (その 1)	組織の内部の情報伝達	別添 1 (1/3) 別添 2 (P20)	組織の内部の情報 ^① の伝達
	別添 2 (25/31) 別添 3 (P44)	別表 2	法及びその関係 ^② 法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識	別添 1 (2/3) 別添 2 (P44)	法及びその関係 ^① 法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識
	別添 2 (27/31) 別添 3 (P48)	別表 3 (その 4)	挿入の都度（連続式にあ ^② ては連続して）	別添 1 (2/3) 別添 2 (P48)	挿入の都度（連続式にあ ^① ては連続して）
	別添 2 (28/31) 別添 3 (P49)	別表 3 (その 5)	7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント ^③ システム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く。）	別添 1 (3/3) 別添 2 (P49)	7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く。）